

手続き開始の公示等の概要(参考)

本資料は、本工事の手続き開始の公示に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公示文及び入札説明書等をご覧ください。

工事名	横須賀地方合同庁舎（22）建築改修その他工事	
工事種別	建築工事	
工事場所(都県)	神奈川県	
工事場所(市区町村)	横須賀市 新港町1-8、1-14	
工事概要	敷地面積 約6,000m ² 1. 建物 1) 庁舎 構 造：鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）地上7階建 地下1階 建築面積：約2,000m ² 延べ面積：約9,800m ² 用 途：庁舎 工事内容：外壁改修、建具改修、内装改修、 津波対策改修 改修一式 工作物 擁壁 改修一式 外構 舗装（縁石共） 改修一式 造園 植栽 移植一式 設備 電気設備 改設一式 機械設備 改設一式	
担当事務所	横浜営繕事務所	
公示日／期限日／開札日	R5. 1. 23 / R5. 2. 8 / R5. 3. 7	
工 期	工事の始期から211日間（R5. 4. 17（工事着手期限））	
入札契約方式／落札方式	公募型指名競争入札／総合評価落札方式（実績評価型）	
競争参加資格要件の概要	等級(ランク)	建築工事 C等級又はB等級
	本店・支店・営業所の所在地	関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
	企業の施工実績等	関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡し完了した下記（ア）、（イ）又は（ウ）のいずれかの要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。） （ア） 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物の耐震改修（構造躯体改修を含む。ただし、耐震スリットのみの改修は除く。）工事 （イ） 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物の津波対策に伴う構造躯体改修工事 （ウ） 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物（躯体、外装、内装

		<p>のすべてを含む。)の新築又は増築工事</p> <p>ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。また、軽微なもの(請負代金額が500万円未満の工事)は、実績として認めない。</p> <p>経常建設共同企業体にあつては、構成員のそれぞれが上記(ア)、(イ)又は(ウ)のいずれかの施工実績を有すること。</p> <p>なお、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。</p>
--	--	--

「横須賀地方合同庁舎(22)建築改修その他工事」の概要(参考)

本資料は、本工事の概要をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。本工事の詳細な内容に関しては、設計図書及び現場説明書等をご覧ください。

【工事の概要】

本工事は、神奈川県横須賀市新港町において、横須賀地方合同庁舎（22）建築改修その他工事の施工を行うものである。

当該庁舎は、津波により浸水するおそれのある地域に所在している、災害応急対策活動の拠点施設であり、津波発生時における防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復のために必要な整備を行うものである。

(1)主な工事内容

- ・外壁改修 既存外壁仕上 撤去・新設
- ・建具改修 鋼製（防水扉）及びアルミ製建具 撤去・新設
- ・内装改修 床仕上、壁下地共、天井下地共 撤去・新設
- ・津波対策改修 防潮板 撤去・新設、コンクリート壁及びドライエリアのかさ上げ
- ・電気設備改修工事 7階電気室内の分岐盤新設及び各階E P S内の幹線ケーブル改設
1階守衛室から3階守衛室へ既設機器類の移設
- ・機械設備改修工事 津波対策改修に伴う空調設備・換気設備・自動制御設備の一部改修、屋外排水桝及びマンホール蓋の改修
- ・エレベーター設備 庁舎管理室機能の移設に伴うエレベーター監視盤の移設

(2)施工時期、施工条件

- ・工事期間中も入居官署は本施設を使用している。
- ・1階廊下2廻り工事（コンクリートかさ上げ等）の際は、養生期間中の職員動線確保及び安全対策としてカラーコーン等で通行区分を明確に分離すること。
- ・事務室内の作業、騒音や振動が発生する作業は閉庁日に行う。
- ・庁舎管理室における工事は原則平日作業とするが、中央監視盤等の施設に影響のある工事は閉庁日に行う。
- ・その他の仮設、養生、作業範囲については「仮設設備等計画図（参考図）」（K-01～04 図）、作業時間については現場説明書を参照。

(3)その他留意点

- ・工事期間中、身障者用駐車場は利用不可となるが、庁舎北側の駐車場一角を臨時身障者用駐車場として利用できることを調整済み。

【実態を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等】

(1)実態を踏まえた積算の運用

- ・法定福利費相当額が反映された実態を踏まえた価格設定を行います。

(2)入札時積算数量活用方式の適用

- ・発注者が示す入札時積算数量書を活用して入札に参加できます。

(3)施工条件等の円滑な協議

- ・契約後発生した新たな調査や条件について、監督職員との協議となります。

(請負代金額の変更が必要と判断された内容は設計変更の対象です)

(4)工事関係図書等の効率化

- ・本工事では必要最小限の工事関係図書等とし、その工事関係書類の書式は次よりダウンロードできます。
https://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gijyutu/eizen_gijyutu00000018.html

(5)週休2日促進工事の適用

- ・本工事は発注者が週休2日に取組むことを指定する受注者希望方式を適用します。

(6)主任技術者又は監理技術者の扱い

- ・本工事は余裕期間（任意着手方式）を設定しています。
- ・工事の始期を令和5年4月17日（工事着手期限）までの間で任意に設定でき、この期間の主任技術者又は監理技術者の配置は不要です。